

# 板倉町の耐震関連補助金



## 木造住宅耐震改修補助金

建物全体の耐震改修を支援します。

### 補助対象住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- 在来軸組工法で建築された2階建て以下の1戸建て住宅または併用住宅
- 耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された住宅

### 補助金額

上限100万円（耐震改修工事に係る費用の5分の4以内）

## 木造住宅耐震部分改修補助金

2階建て建物の1階部分の耐震改修を支援します。

### 補助対象住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- 在来軸組工法で建築された2階建ての1戸建て住宅または併用住宅
- 耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された住宅

### 補助金額

上限40万円（耐震改修工事に係る費用の2分の1以内）

## 木造住宅耐震シェルター等設置補助金

耐震シェルターの設置を支援します。

### 補助対象住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法で建築された2階建て以下の1戸建て住宅または併用住宅
- 耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された住宅

### 補助金額

上限30万円（耐震シェルター設置費用の2分の1以内）

### Q 耐震シェルターって何？

A 地震で家が倒壊した場合でも、安全な空間を確保するため、住宅内に設置する頑丈な構造物のことです。住宅の耐震工事を行うよりも費用を抑えることができます。

## まずはご相談を！

耐震診断者の派遣や補助金申請のための必要書類、交付条件の詳細など、お気軽にご相談ください。

また、耐震関連以外にも吹付けアスベストなどが施工されている可能性がある民間建築物の分析調査への補助金もあります。こちらもぜひご利用ください。

問合せ 都市計画係  
☎82-6150

## こんな補助金もご利用ください／危険ブロック塀等撤去費補助金

ブロック塀は建築基準法によりその構造が定められており、建築基準法に適合しないブロック塀や破損・老朽化したブロック塀は、地震時に倒壊するおそれがあり、大変危険です。また、倒壊したブロック塀は、道路をふさぎ、避難や救助活動の妨げにもなります。



### 補助対象工事

調査の結果、危険なブロック塀などと判定された道路沿いの塀などを撤去する工事

### 補助金額

上限20万円（ブロック塀撤去費用の2分の1以内）

その時、我が家は大丈夫？

# 今こそ考えよう 住宅の耐震化



（一財）消防防災科学センター  
http://www.isad.or.jp/

【写真提供】（一財）消防防災科学センター「災害写真データベース」

## 耐震化はなぜ必要？

大きな被害をもたらした令和6年能登半島地震。この地震で被害に遭った住宅の多くは、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅でした。「今まで大丈夫だったから」という過信は大変危険です。大切な家族と日々の暮らしを守るために、今こそ「住まいの耐震化」について考えてみませんか。

令和6年能登半島地震では、旧耐震基準で建てられた木造建物の約9割が何らかの被害を受け、そのうち約4割が倒壊または大破したと報告されています。また、地震による建物の倒壊などによる直接的な被害で200人を超えるかたが亡くなったほか、災害関連死とされるかたは500人を超えています。災害関連死の約4割が避難所での生活による身体的・精神的な負担であったとされています。住まいの耐震化が地震での直接被害を防ぐほか、災害関連死を防ぐことができると考えられます。

また、耐震補強工事を実施していた旧耐震基準の住宅の中には、倒壊を免れたとみられる事例も確認されています。大規模な地震から命と財産を守るためには、住宅の耐震診断や耐震改修を行い、建物の耐震性を高めておくことが重要です。

## 大地震は突然に

群馬県は比較的地震の発生が少ない地域といわれています。しかし、国では首都直下地震は今後30年以内に約70%の確率で発生すると予測されています。板倉町は「首都直下地震緊急対策区域」に指定されており、震度6弱以上の強い揺れに見舞われる可能性があります。首都圏で発生する大規模地震の影響は決して他人事ではありません。いつ発生するか分からない大地震に備え、日頃から準備をしましょう。

まずはあなたの家をチェック！

## 板倉町の耐震支援事業

昭和56年5月以前に在来軸組工法で着工された住宅は、特に地震に弱い傾向があります。このような住宅にお住まいのかたを対象に耐震診断者の派遣や相談会を実施します。

### 耐震診断者派遣

耐震診断者（建築士）を派遣し、見取り図や住宅の状態を確認して耐震性を診断（一般診断）します。  
※交通費1,000円をご負担いただきます。

### 耐震無料相談会

住宅の耐震性や耐震診断の結果について、疑問・質問に建築士がお答えします。10月と令和9年2月に開催予定です。開催日が決まりましたら、広報紙でお知らせします。

